

第2次川崎市行財政改革プラン 素案

平成17(2005)年2月

【 目 次 】

これまでの取組と新たな計画策定の必要性

1	これまでの取組	1
2	新たな行財政改革プラン策定の必要性	1

第2次行財政改革プランの基本方向と取組概要

1	第2次行財政改革の基本的な考え方	3
2	第2次改革プランの基本方向と取組概要	3

行政体制の再整備

1	効率的な職員配置の推進	7
2	簡素で効率的な組織機構の構築	9
3	新たな給与制度の構築	10
4	新たな人事制度の構築	11
5	職員の意識改革の推進	13
6	公営企業の健全化の推進	14
7	出資法人改革の推進	15
8	指定管理者制度の活用	16

公共公益施設・都市基盤整備の見直し

1	これまでの取組	18
2	第2次改革プランの基本的な視点と方向性	19
3	総合的土地対策の推進	21

市民サービスの再構築

1	これまでの取組	23
2	第2次改革プランにおける取組	24

(参考)

	財政フレーム試算モデルとの比較	33
--	-----------------	-------	----

これまでの取組と新たな計画策定の必要性

1 これまでの取組

本市では、平成14年9月に策定した「川崎市行財政改革プラン」（「活力とうるおいのある市民都市・川崎」をめざして～萌える大地と躍るころ～）（以下、「第1次改革プラン」と言います。）に基づいて、全市を挙げて改革を推進してきましたが、

改革の目標数値として掲げた300億円を上回る320億円の財政的効果を達成できたこと、

改革の基本方向として掲げた「行政体制の再整備」「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」「市民サービスの再構築」の3つの柱に沿った改革が推進できたこと、

第1次改革プランで提示した行財政改革の基本な考え方を踏まえた新たな基本構想を策定し、厳しい財政状況のもとでの持続可能な行財政運営の基本方向を示すとともに、同構想に基づく「3年の実行計画」が策定されること、

自治基本条例の制定や区行政改革の基本方向を明らかにするなど、地方分権時代に即した新たな自治制度の基本的な枠組みを創設できたこと、

厳しい財政状況と行財政改革の必要性についての認識が、行政内部においても浸透してきたこと、

等、一定の成果を挙げることができました。

2 新たな行財政改革プラン策定の必要性

しかしながら、自治体を取り巻く行財政環境については、依然として厳しいものがあり、本市においても、

この間の行財政改革によって、先に述べたような目標を上回る財政的効果を挙げたにもかかわらず、税収が想定した伸びを下回ったことや地方財政計画の見直し等による地方交付税や臨時財政対策債の減等の影響によって、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあること、

また、三位一体の改革についても未だ最終形が示されたとは言えず、依然として不透明な状況にあること、

現在策定中の「総合計画・実行計画」は、第1次改革プランで示した3つの基本方向、とりわけ「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」「市民サービスの再構築」について、今後3年間の実施内容を具体化するものであるが、厳しい財政収支見通しのなかで、同計画を推進することによって市民生活の維持向上を図り、持続可能な行財政制度を構築するためには、社会環境の変化に的確に対応した厳しい事業選択と施策の再構築を今後とも一層着実に進めていくことが必要不可欠であること、

「市民が求める質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境をつくり

あげる」ことを目的に、「行政体制の再整備」については最優先課題として改革を推進してきたが、今後とも「民間活用型公共サービス提供システムの構築」をめざして、効率的・効果的な執行体制の構築をさらに徹底して推進することをはじめ、指定管理者制度の実施や公務員制度改革の動向を踏まえた新たな人事・給与制度の構築、職員の意識改革等を含めて、一層改革を強化していく必要があること、

基本構想と両輪をなすものとして、市民との協働によって「暮らしやすい地域社会を築く」ことをめざして制定された自治基本条例や区行政改革についても、地方分権時代における新たな自治制度の確立に向けて、行財政改革の主要なテーマとして具体的に推進していく必要があること、

以上のことから、「安定的な財政基盤を一刻も早く築き、市民生活の安定と向上を図る」ことを目的とした行財政改革につきましては、現在策定中の総合計画・実行計画と連携しながら、今後とも一層強化していく必要があります。

第2次行財政改革プランの基本方向と取組概要

1 第2次行財政改革の基本的な考え方

第1次改革プランで示した基本的な考え方は、本市の厳しい財政状況が「単に一時的な税収減がもたらした結果ではない」との認識のもとに、高度経済成長の終焉や本格的な少子高齢社会の到来といった環境変化に的確に対応し、市民生活の安定と向上を図りながら持続可能な行財政制度の構築をめざしていくことを示したものであることから、こうした基本的な認識については第2次行財政改革プラン（以下、「第2次改革プラン」と言います。）においても変更する必要はないものと考えます。

したがって、第2次改革プランにおいても、第1次改革プランの基本的考え方を継承することとします。

2 第2次改革プランの基本方向と取組概要

(1) 改革の基本方向について

先に述べたように、本市の行うべき改革は、単にコストカットを徹底して行い、経費の節減を行うことではなく、ピラミッド型の人口構造や右肩上がりの社会経済のしくみを前提としたこれまでの行財政運営を抜本的に見直し、限られた財源や資源を最大限に活用しながら、効率的で効果的な行政運営を行うとともに、市民との協働を推進して、地方分権時代にふさわしい行財政制度を確立することにあります。

したがって、第2次行財政改革においても、第1次改革プランで掲げた

行政体制の再整備

公共公益施設・都市基盤整備の見直し

市民サービスの再構築

の、3つを柱とした改革を推進していくものとします。

(2) 総合計画との関係について

第1次改革プランは、「財政危機宣言」下における緊急措置として、当時の2010プラン「新・中期計画（第3次）」の計画内容について、主な事業を中心に見直しを行ったものですが、今回の新たな総合計画は、2010プランそのものを抜本的に見直した上で、第1次改革プランで明らかにした基本的な考え方に立ちながら、新たな政策体系として策定するものであることから、緊急措置をとった各事業についても、新計画の中でその方向性や事業内容について新たな位置付けが与えられることとなります。

したがって、「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」「市民サービスの再構築」の部分については、基本的には3か年の実行計画の中で、その取組内容を明らかに

することとします。

なお、第1次改革プランで事業名を明示した事業や施策については、総合計画・実行計画での位置付けを踏まえて、その結果を明示します。（廃止、休止するものや、すでに見直しを終了した事業を含めて、第1次改革プランの取組結果として明示します。）

(3) 第2次改革プランの取組概要について

行政体制の再整備について

行政体制の再整備については、第1次改革プランに引き続き「3年間に約1,000人の職員削減」の目標を設定するなど、「市民が求める質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境をつくりあげる」ことを目的に、今後とも最優先課題として改革を推進していきます。

具体的には、次の課題について改革の徹底を図ります。

- ア：効率的な職員配置の推進
- イ：簡素で効率的な組織機構の構築
- ウ：新たな給与制度の構築
- エ：新たな人事制度の構築
- オ：職員の意識改革の推進
- カ：公営企業の健全化の推進
- キ：出資法人改革の推進
- ク：指定管理者制度の活用

公共公益施設・都市基盤整備の見直しについて

第2次改革プランでは、総合計画・実行計画における厳しい事業選択や事業の優先順位付けを踏まえて、計画に位置付けられた事業や施設整備を行うにあたっての効率的・効果的な取組や手法の転換、既存ストックの有効活用等を中心に、具体的には、次の視点から改革を進めます。また、土地開発公社の経営健全化等の総合的土地対策についても推進していきます。

- ア：施設・設備の長寿命化の推進
- イ：既存ストックの活用と時代要請への対応
- ウ：効率的で効果的な整備主体・手法の選択
- エ：既存計画の進捗状況等の適正な把握、見直し
- オ：市民との協働によるまちづくりの推進

市民サービスの再構築について

第1次改革プランで示した「真に必要とする人々に、必要なサービスが、迅速に、適正な費用で選択的に提供される環境をつくりあげる」という基本的な考え方に立って、持続可能な施策展開と確かな財政基盤の確立をめざした改革を、次の基本的な課題を中心に推進します。

- ア：社会経済環境の変化に対応した施策の再構築
- イ：迅速で利便性の高いサービスの効率的・効果的な提供
- ウ：公共公益施設の有効活用の推進
- エ：市民協働による地域課題の解決
- オ：区行政改革の総合的推進

(4) 川崎再生アクションシステム（事務事業総点検）の活用による改革の推進

総合計画に掲げる政策目標(目的)実現のための基礎的な手段である「事務事業」すべてを対象に、解決すべき問題・課題の抽出や、改善に向けた取組方策の検討など、改革プランの基本的な考え方に沿って引き続き「事務事業総点検(川崎再生アクションシステム)」を実施し、点検によって得られた成果を予算編成や組織整備・職員配置計画等に反映することとします。

また、こうした取組を体系化することにより、P(計画) - D(実行) - C(評価) - A(改善)サイクルをしくみとして構築し、さらに、人事評価システムとの連携や事務事業を束ねた施策レベルでの評価等をとおして、総合計画の実行計画や改革プランの進行管理を行います。

(5) 市政運営のガイドライン（財政収支フレーム試算モデル）について

第1次改革プランでは、「従来手法を併用しながらも、平成21年度までには収支を均衡させる」という目標を設定し、取組を進めてきました。

先にも述べたように、過去3年間の改革は当初掲げた数値目標を上回る財政的効果を挙げることができましたが、見込みに対する税収の落ち込みや、三位一体の改革の影響などにより、収支不足はむしろ拡大しているのが現状であり、全市的な取組による改革努力にもかかわらず、予定を上回る減債基金からの借入れが避けられない状況にあります。

しかしながら、減債基金は、当面の財政運営にとって、改革を断行してもなお不足する財源を補填し、市民サービスを維持しながら改革を推進していくための最後の「抛り所」であり、この減債基金が底をつく前に、実行可能な財源対策(第1次改革プランでの表現で言えば「従来手法による財源対策」)を併用しながら収支の均衡が図れる状況を一刻も早く実現していく必要があります。

こうした状況を踏まえて、第2次改革プランにおいても、第1次改革プランで掲

げた目標設定を踏襲し、「行政体制の再整備」、「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」、「市民サービスの再構築」の3つの柱に沿った改革を一層強化することにより、「従来手法を併用しながら、平成21年度までに収支均衡」をめざしていくこととします。

行政体制の再整備

1 効率的な職員配置の推進

これまでの取組によって、第1次改革プランで掲げた平成14年度から3年間の取組期間中に職員を約1,000人削減するという目標に対して、2年間で870人(平成15年度428人、平成16年度442人)の削減が図られ、また予算上の効果としては、3年間で合計1,123人の削減となっており、目標を上回る進捗状況となっています。

主な見直し項目は、ごみ焼却・収集業務執行体制の見直し、保育所職員配置の見直しなど、公共施設の管理運営を中心とした公共サービス提供手法の見直しによるものです。

また、こうした考え方にに基づき見直しを進めた結果、技能・業務系職員の採用については、平成14年度から3年間選考を中止しました。

【第2次改革プランの視点と方向性】

第1次改革プランにおきましては、「3年間で約1,000人の職員削減」を目標に効率的な執行体制の構築に取り組んできましたが、第2次改革プランにおきましても、効率的で効果的な「民間活用型公共サービス提供システム」を構築するため、一層の改革を推進します。

また、平成19年度以降、いわゆる団塊の世代が退職年齢を迎えるため、事務・技術系の職種においても、委託化、非常勤化などの執行体制や組織機構の見直しをはじめとする効率化を一層推進します。

このような改革を進めることにより、第2次改革プランにおいても、第1次改革プランに引き続いて「3年間に約1,000人の職員削減」を目標に効率化を推進します。

職員数の削減に向けた具体的な見直し手法

具体的な職員配置の見直しについては、次のような考え方(手法)に沿って実施します。なお、掲げた具体例はあくまでも例示であり、ここに掲げた見直し手法等に沿って全市・全職場における見直しを実施します。

公共サービス提供手法の転換

これまで主として行政が担ってきた事業執行体制を見直し、「民間でできるものは民間で」という基本原則に基づき、民間事業者等を積極的に活用することにより、民間活用型の公共サービス提供システムへの転換を推進します。

【具体例】

- ・ 入江崎総合スラッジセンター運転操作業務、小学校給食業務などの委託化

職員配置の適正化

公共部門が直接サービスを提供しなければならない分野においても、社会状況等の変化や業務量の変化に対応した執行体制の見直し、非常勤職員の活用を図るなど職員配置の適正化を推進します。

【具体例】

- ・ し尿収集運搬、浄化槽清掃業務などの執行体制の見直し
- ・ 市営バス運転業務、学校用務業務などの非常勤職員の活用

情報化・システム化による執行体制の見直し

IT化を推進し、市民サービスの利便性や迅速性の向上を図るとともに、事務の簡素・効率化を図り、現行執行体制を見直します。

【具体例】

- ・ 戸籍事務の電算化による執行体制の見直し
- ・ IT化の推進に伴う区役所窓口サービス機能の再編

指定管理者制度の活用等による管理運営手法の転換

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営について、民間事業者等の参入が可能となったことから、指定管理者制度の積極的な活用を図り、効率的で効果的なサービス提供体制の構築を推進します。

【具体例】

- ・ 恵楽園、公立保育所の管理運営など

出資法人派遣職員の引き上げ

「出資法人の経営改善指針」に基づき、出資法人への市の関与を見直し、市派遣職員の引き上げを推進します。

【具体例】

- ・ (財)かわさき市民活動センター、(福)川崎市社会福祉事業団などの出資法人からの市職員の引き上げ

組織の簡素化・効率化及び統廃合による見直し

簡素で効率的な組織機構の確立に向けた見直しを進めるとともに、社会情勢や市民ニーズの多様化等により組織の設置目的が達成されたもの等については、組織の統廃合を推進します。

【具体例】

- ・ 水道営業所の見直しなど

2 簡素で効率的な組織機構の構築

組織整備にあたっては、市民の多様なニーズへの的確な対応と市民生活の安全・安心に向けた取組を進めるとともに、市民にわかりやすく、簡素で効率的な組織をめざしてきました。

主な組織整備として、

行財政改革を効果的に実施できる組織体制として、総務局に平成15年度に行財政改革実施本部、平成16年度に人事制度改革担当を設置

市民の多様なニーズへの的確な対応を図るため、平成15年度に区役所に保健福祉センター及び建設センターを設置するとともに、平成16年度に区役所の企画・調整機能の一層の強化を図るための担当を設置

市民生活の安全・安心に向け、緊急の事態への迅速かつ的確な対応及び発生の防止に関する全庁的な総合調整の強化を図るため、平成16年度に総務局に危機管理室を設置

臨海部における新産業の創出や企業誘致の支援等に関する事業調整を強化するため、平成15年度に総合企画局に都市再生・臨海部整備推進室を設置

病院事業の効率化・健全化を推進するために平成17年度の地方公営企業法全部適用に向け、平成16年度に健康福祉局に病院経営管理室を設置

その他、組織の統廃合及び簡素化を進めた結果、2年間で役職ポスト数は94ポストの減となりました。

また、平成17年度については、病院事業の地方公営企業法の全部適用、区行政改革及び総合計画の着実な推進に向けた組織整備を実施する予定です。

【第2次改革プランの視点と方向性】

組織機構が簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、社会環境の変化等に対応できる組織体制の整備を行います。

基本的考え方

- ・ 専門化が進み、複雑性・不確実性が高まった外部環境に対応できること
- ・ 責任の所在が明確で、市民にわかりやすく簡素で効率的であること
- ・ 多様化している市民ニーズに迅速に対応でき、市民にわかりやすく利用しやすいこと

実施目標

- ・ 意思決定の迅速化、事務効率の向上、責任所在の明確化のために、局・部・課の統廃合や事業所の類別区分を見直します。
- ・ 主幹・主査などの動態組織については、行政需要の変化に伴う職の必要性の観

点等から見直し、ポスト数の削減を図ります。

- ・区行政改革の基本方向に基づき、区役所を、地域の課題を自ら発見し、解決できる市民協働の拠点として整備します。
- ・総合計画・実行計画の推進に向けた組織整備を引き続き実施するとともに、その他市民の多様なニーズに的確に対応するために、局・部・課の統廃合、組織の再編、移管等を実施します。

3 新たな給与制度の構築

第1次改革プランにおける給与制度の見直しの柱は、

適正な評価に基づく勤務実績の反映とともに、職務内容にあった給与水準とするための給料表の見直し

市民感覚にあわない諸手当の見直し

でしたが、この2本柱のうち、については、平成15年1月に退職時特別昇給の見直しを実施し、その後、管理職手当、特殊勤務手当、高齢職員の昇給停止年齢、給料の調整額、期末・勤勉手当及び退職手当の見直しを順次行っており、第1次改革プランで掲げた諸手当の見直しはすべて着手し、計画に沿った見直しを進めてきました。また、市長など特別職についても期末手当の減額措置を進めてきました。

もう1つの柱である、の勤務実績を反映した給与については、適正な評価方法や業務実績の反映方策などの検討が必要なことから、平成16年4月より、新人事評価制度の試行実施に着手し、試行の状況や国の公務員制度改革の動向等を踏まえながら、新たな給与制度の構築に向けた取組を行ってきました。

【第2次改革プランの視点・方向性】

第1次改革プランに引き続き、国における公務員制度改革の動向等を踏まえながら、次の考え方に基づいて給与制度を見直します。

- ・職務内容にあった給料表へ見直します。（現行給料表の再構築）
- ・新人事評価制度に基づき、勤勉手当に勤務実績を反映します。
- ・民間の給与実態を踏まえ、市民感覚にあわない諸手当については、引き続き見直しを進めます。

具体的な見直し内容

給料表の見直し

- ・職務の段階に対応する給料表の構造に見直します。
- ・一般事務・技術職に適用する行政職給料表(1)の見直しを基本として、併せ

て、技能・業務職に適用する行政職給料表(2)など、その他の給料表についても見直します。

- ・平成19年度に新しい給料表に切替えます。

期末・勤勉手当の見直し

平成18年度の新人事評価制度の運用開始にあわせ、平成19年度から勤勉手当への成績率導入をめざします。

特殊勤務手当の見直し

第1次改革プランにより、55手当を35手当まで削減してきましたが、引き続き、勤務の困難性や特殊性が市民感覚にあわないものについては、見直しを進めます。

給料の調整額の見直し

第1次改革プランに基づき、段階的に見直しを進めている給料の調整額については、引き続き、特殊勤務手当の支給状況等を考慮し、見直しを進めます。

管理職手当に係る特例措置の継続

管理又は監督の地位にある職員等の管理職手当について、100分の10に相当する額を減ずる措置を平成17年度も継続して進めます。

健康保険料の職員負担率等の見直し

第1次改革プランに引き続き、健康保険料の職員負担率などについて、見直しを進めます。

4 新たな人事制度の構築

職員一人ひとりの能力や実績を適正に評価して、昇任や給与等の処遇に結びつけ、職員のやる気や働きがいを引き出す新たな人事システムの構築を目的として、平成16年度から新人事評価制度の試行を開始し、平成16年4月には、「川崎市人材育成基本計画」を策定しました。また、新たな任用システムとして、平成14年10月以降、庁内公募制度、希望降任制度、課長昇任選考(チャレンジコース)の導入を行い、係長昇任選考の見直し等を進めてきました。

これらの取組は、職員の主体的な課題への取組を促すものとなり、庁内公募制等の導入は、埋れがちな人材の発掘及び能力開発の促進を可能なものとなりました。

【第2次改革プランの視点と方向性】

第1次改革プランに引き続き、公共サービスの責任主体としての職員のやる気や働きがいを引き出すために、次のように人事制度改革を進め、組織の活性化を促し、職員の有する能力を最大限に活かす人事配置を行います。

- ・能力・実績に基づく人事管理の基礎となる「新人事評価制度」の確立と円滑な移行を進めます。
- ・職員の専門的知識や経験を活かし、能力等を一層発揮させる新しい任用制度の確立を図ります。
- ・自主的にキャリア形成ができる人材の育成、能力開発の取組を進めます。

新たな人事制度構築に向けた具体的な見直し手法

新人事評価制度の確立と円滑な移行

- ・試行を引き続き実施して検証を行い、制度の充実と評価者の能力を高め、職員の意識改革を進めながら、本格実施に向けて制度の円滑な移行を図ります。
- ・平成18年度に新人事評価制度の運用を開始します。

新任用制度の確立

- ・平成18年度中に、課長昇任選考（チャレンジコース）等、新たに導入した制度の検証や新人事評価制度の展開を踏まえ、昇任制度等のあり方の検討を進めるとともに、能力本位の管理職登用制度の構築を行います。
- ・平成19年度実施を目途に、異動基準や人事コースを設定し、職員が自らキャリアプランを設計できるシステムの構築を進めます。

人材育成・能力開発の推進

- ・さまざまな職務に応じた人材育成・能力開発を進めるため、平成18年3月までに各局（区）の人材育成計画の策定を行います。
- ・人材育成基本計画や今後策定される各局（区）別の人材育成計画との連携を図りながら、研修体系の再編、体制の整備を進めます。

組織を活性化させ、職員の能力を最大限に活かす人事配置の推進

- ・任命権者をまたがった人事異動を行い、広範囲な人事交流を促進します。
- ・効率的な職員配置の推進にもあわせながら、職種を超えた異動を含め、職員の能力を最大限に活かした人事配置を行います。

5 職員の意識改革の推進

職員には、「市民との協働の担い手としての職員」、「現場での課題発見とその解決に向きあう職員」、「組織目標の達成に取り組みながら自己実現を図る職員」であることが期待され、市民の意見や要望への誠意ある姿勢や利用者の立場に立った臨機応変な対応が求められています。これらの期待等にこたえるには、職員一人ひとりが「公共サービスの責任主体」であり、公務に携わる者としての高い意識と強い意欲を持って主体的に課題に取り組んで行くという意識の徹底が必要です。

【第2次改革プランの視点と方向性】

市民の期待等にこたえるためには、職員一人ひとりの意識改革が必要であることから、人事制度改革を進めるとともに次のような対策を進めます。

- ・職員一人ひとりの自発性・創造性を活かしながら、職員の仕事を組織の成果につなげていく「目標管理」の考え方を、新人事評価制度の試行を通じてより浸透させます。
- ・より質の高い市民サービスを提供するための基本となる市民対応の向上には、市民の要望、意見を個々の業務遂行に活かせるしくみが必要であり、職場を中心とした取組を進めます。
- ・職員の声を市政に反映するしくみの再構築を行います。

職員の意識改革に向けた具体的取組手法

目標管理の浸透

- ・管理職を対象とする評価者研修を実施して、管理職の意識を高めます。
- ・研修体系の再編の中で階層別研修等での取組を強化します。

職場を中心とした取組

- ・平成18年3月までに、各局（区）の人材育成計画を策定します。
- ・市民対応研修を実施します。
- ・市民アンケート（市政モニター等）、コンタクトセンター等で市民から得られた情報の活用を行います。

職員の声を市政に反映するしくみの再構築

職員提案制度、職員の声、職員アンケート制度などを整理し、職員の声が市政に反映できるしくみを再構築します。

6 公営企業の健全化の推進

各企業においては、これまで経営健全化の取組や受益者負担の見直し等を進めた結果、基準外繰出金についても、平成15年度から平成17年度までの3年間の合計で、26億841万円の削減を図ることができました。

今後においても、さらなる取組の強化を図り、独立採算による経営が可能となるような財務体質を確立する必要があります。

【第2次改革プランの視点と方向性】

病院事業

- ・平成17年4月より地方公営企業法を全部適用して、市立病院の抜本的な経営健全化に向けた取組を推進します。
- ・事業内に経営改善プロジェクトチームを設置して、経営指標・目標の設定、さらには目標に対する具体的な達成手段や実績評価を行う経営評価システムの導入をめざします。

下水道事業

- ・財政収支計画（H16～H19）に基づき、民間活力の導入、組織体制の見直しによる人員削減などの内部改革を行い、経営の効率化を進めます。
- ・経営の効率化と併せ、水洗便所等設備資金貸付助成事業のうちの私道共同排水設備施設助成について、工事費の助成率の引き下げ措置を実施することなどにより、基準外繰出金の削減を進めます。

上・工水道事業

- ・水道局行財政改革推進計画に基づく人員の削減に向け、組織のスリム化、業務委託の推進、業務システムの見直しを推進します。
- ・営業所サービスの見直しを行うことで、営業所のあり方について検討し統廃合に向けた作業を進めます。
- ・将来の水需要動向を踏まえ、事業再構築計画を策定して給水能力の見直しに向けた取組を進めます。

自動車運送事業

- ・市バス事業の果たすべき役割、経営改善方策などの経営のあり方について検討した「バス事業経営問題検討会」の答申を受け、市民の交通手段を確保するために、市バス事業と一般会計との役割分担と経費の負担区分を明確にすることを前提に、自立した経営を基本とした新たな経営健全化計画を策定します。
- ・この計画の中で、利用者サービスの向上、人件費の縮減、事業の管理委託の導入、一部路線の委譲等の検討を行い、経営健全化の抜本的な方策を推進します。

7 出資法人改革の推進

平成13年度に実施した「出資法人への経営状況等の点検評価」等に基づき、以下のとおり、出資法人の統廃合や経営改善などの見直しに取り組んできました。

川崎市場信用(株)の民営化や(財)川崎市中小企業・婦人会館を廃止して、その業務を(財)川崎市指定都市記念事業公社に移管し、2法人の廃止・民営化を実施するとともに、さらに2法人の統廃合に向けた取組を進めています。

かわさき港コンテナターミナル(株)の破産申立てを行い、整理手続きを終了しました。

川崎市土地開発公社や商法法人の経営健全化を進めるとともに、経営状況の点検評価に基づき、経営改善指導を行いました。

こども文化センター業務などを出資法人に委託し、また、川崎シンフォニーホールや葬祭場の指定管理者として2法人が指定されました。

平成14年12月から情報公開の対象法人を出資率50%以上から25%以上に拡大し、また、ホームページ等による財務情報の公開を進めました。

出資法人の改革・改善を推進するため「出資法人の経営改善指針」を策定しました。

【第2次改革プランの視点と方向性】

平成16年4月に策定した「出資法人の経営改善指針」に基づき、出資法人の必要性や役割を再検討し、また、法人ごとの実情や特性等に応じ、今後の方向性や市の関与のあり方などの見直しを行います。

見直しにあたっては、出資法人が実施している事業の必要性や、行政関与の必要性、誰が最適な実施主体なのかなどの視点から、あらためて検証を行い、出資法人の統廃合や財政的・人的関与の見直し等を進めます。

また、出資法人自らが経営状況を定期的に点検し、事業の効率化や経営責任の明確化、インターネット等による経営情報の公開を推進するなど、自立的な経営を促進するように努めます。

さらに、公の施設の管理運営を受託している出資法人については、指定管理者制度の導入により民間事業者等と同等の立場で競争することになるため、より一層の経営効率化を進めるとともに、指定管理者の指定動向により、事業や組織執行体制等の見直しを行います。

【出資法人の方向性】

- 1 統廃合や民営化を行う法人（3法人予定）
（財）川崎市在宅福祉公社、（財）川崎市建設技術センター、
（福）川崎市社会福祉事業団
- 2 3年以内に抜本的な法人のあり方を決定する法人（7法人予定）
かわさき市民放送（株）、（株）川崎球場、（財）川崎市心身障害者地域福祉協会、（財）川崎市水道サービス公社、（財）川崎市消防防災指導公社、
（財）川崎市学校給食会、川崎市土地開発公社
- 3 指定管理者の指定動向等により事業の見直しを行う法人（10法人予定）
（財）川崎市国際交流協会、（財）川崎市指定都市記念事業公社等
- 4 経営改善を進める法人（14法人予定）
（財）川崎市文化財団、川崎市信用保証協会、川崎地下街（株）等

8 指定管理者制度の活用

平成15年6月の地方自治法の一部改正に伴い指定管理者制度が導入されました。この制度は、広く民間に公の施設の管理運営を代行させ、市民サービスの向上、経費の節減を図りながら、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応していくための制度であり、次の施設について活用を図りました。

【導入した公の施設】

- ・川崎シンフォニーホール（平成15年12月導入）
- ・久末老人デイサービスセンター（平成16年4月導入）
- ・かわさき北部斎苑（平成16年4月導入）
- ・かわさき南部斎苑（平成16年5月導入）
- ・下作延中央保育園（平成17年4月導入予定）
- ・ヒルズすえなが（平成17年4月導入予定）

【第2次改革プランの視点と方向性】

指定管理者制度は、公の施設の管理に関して民間事業者等の参入を可能とするもので、「民間でできるものは民間で」という行財政改革の趣旨に則した制度であり、積極的に活用していきます。

全ての公の施設について、従来の発想を転換し、施設の目的、形態などを考慮しながら、指定管理者制度の活用により、

- ・市民満足度の高いサービス提供が期待できるか
 - ・施設運営の継続性、安定性、公平性を確保できるか
 - ・直営や現在の管理運営と比較して効果的・効率的な運営が図られるか
- などの視点から、各施設の総点検を進めます。

特に、現在出資法人等に管理運営を委託している公の施設約170施設については、地方自治法上施行後3年以内（平成18年9月1日）に移行することとなり、順次、内部的に施設のあり方などの調整を終えた施設から指定管理者制度へ移行することにします。

指定管理者制度を活用する施設（予定）
国際交流センター、こども文化センター、産業振興会館、余熱利用市民施設、老人いこいの家、保育所、スポーツセンターなど

公共公益施設・都市基盤整備の見直し

1 これまでの取組

第1次改革プランでは、計画中の事業や新規未着工の事業等について事業の熟度や緊急性、必要性等から5つの「見直しの基準」を設けA～Dの区分に従い優先順位付けを行いました。

第1次行財政改革の見直しの基準

- ア：事業の熟度（事業の進捗状況）
- イ：緊急性
- ウ：問題・課題設定の適切さ
- エ：事業内容の適切さ（対象や方法）
- オ：公共関与の必要性

方向性の区分

- A：計画どおりに実施するのが妥当と判断される事業。
- B：事業の内容・手法・実施時期等について検討を要すると考えられる事業。
- C：計画の抜本の見直しを要すると考えられる事業。もしくは、今後の推移を注視する必要のある事業。
- D：3年間は着手を見送るべき事業。この間、中止、休止、廃止を含めて見直しを図る。

A区分の事業については、川崎駅西口地区市街地開発事業など既に完了した事業のほか、大師橋整備事業のように計画年度の完成をめざして事業を進めました。

B区分の事業については、事業内容や実施手法等の精査を行ったうえで、宮前スポーツセンター建設事業など、計画熟度によって事業化が可能となったものから事業化を図りました。

C区分の事業については、抜本的な見直しを図ることを目的に、事業の執行方法・手法等を検討し、費用対効果の検証を行うなどして、京急大師線連続立体交差事業のように費用対

効果の大きい個所を優先して暫定的に事業化を図ったり、中原消防署の改築のように市民の生命、財産の保全の観点から事業化を図りました。

D区分の事業については、原則3年間着手を見送った上で事業の必要性、妥当性等を再検討し、南伊豆及び東和町の市民保養施設の整備計画中止などこの間に一定の方向性を決定しました。

また、「川崎縦貫高速鉄道線整備事業」につきましては、第1次改革プランに基づく検証作業を行ったうえで市民1万人アンケートを実施しましたが、その結果「財政状況が良くなるまで着工を延期すべきである」とする市民意見が最も高い比率を占めたことや、地方税財政制度改革の動向等を見極める必要があるとの判断に基づき、5年程度着工を延期することといたしました。

なお、本事業については、今年度中に実施される「事業再評価」の結果に基づいて今後の方針を決定する予定となっています。

2 第2次改革プランの基本的な視点と方向性

公共公益施設・都市基盤整備については、総合計画の策定作業を通じて厳しい財政状況を勘案しながら、事業の緊急性や妥当性などに基づいた厳しい事業選択や優先順位化を図り、各施策体系に沿った計画の位置付けを行うこと、また、位置付けられた事業や施設整備を行う上で効率的・効果的な取組や手法の転換を推進することなどを基本的な考え方として、具体的には、次の視点から改革を進めます。

- ・施設・設備の長寿命化の推進
- ・既存ストックの活用と時代要請への対応
- ・効率的で効果的な整備主体・手法の選択
- ・既存計画の進捗状況等の適正な把握、見直し
- ・市民との協働によるまちづくりの推進

ア 施設・設備の長寿命化の推進

かつて、人口の急速な増加に伴って整備されたさまざまな都市施設が老朽化し、更新時期を迎えつつあることから、ライフサイクルマネジメントの視点に立った取組を推進し、保全・補修、更新を行うための「優先順位付け」を行いながら、適切なメンテナンスにより、社会的・物理的寿命を延長し、ランニングコストの低減を図ります。

道路等都市基盤の保守、管理
施設の耐震診断と耐震改修 など

イ 既存ストックの活用と時代要請への対応

社会経済環境が急速に変化し、市民ニーズや価値観の多様化が進むなかで、限られた財源を効果的に投資して最大の効果を得るため、既存ストックの転用、機能の統合、施設の合築などによる効率的で効果的な施設整備と有効活用を図るとともに、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境への配慮といった時代の要請に応えたまちづくりを進めます。

市民館、こども文化センターなど既存施設を活用した市民活動拠点としての整備
黒川小・中学校の合築による整備、橘中学校の保育所との複合化
交通バリアフリー計画の策定・推進 など

ウ 効率的で効果的な整備主体・手法の選択

公共事業のコストを削減するためには、性能発注や設計、建設、維持管理、運営等を一括して発注するなどの工夫により、民間のオペレーション能力や革新的手法の開発が促され、建設費や管理運営費が低減してトータルのコスト削減が図られる場合があります。また、PFI方式などにより事業化を図ることで、財政支出を平準化することが可能です。こうした多様な整備主体・手法の選択により市民ニーズに的確に対応し、効率的で効果的な事業展開を図るために、公共工事のコスト縮減を図ります。

PFI、定期借地方式等新事業手法の導入
性能発注、プロポーザル方式等による発注、VE（バリューエンジニアリング）、
総合評価一般競争入札など入札方法の工夫 など

エ 既存計画の進捗状況等の適正な把握、見直し

社会経済環境の変化は急速で大きく、その変化に的確に対応することが求められています。既に定められた計画であっても、周辺環境の変化から事業の必要性や妥当性に変化が生じる場合があることから、個別の計画についても、適切に進捗状況を把握し、評価を行い、諸環境の変化に対応した見直しを行います。

都市計画道路の見直し
土地利用方針等の見直し（鹿島田駅西地区、新川崎地区） など

オ 市民との協働によるまちづくりの推進

都市の成熟化や少子高齢化の急速な進展により、市民の価値観や地域を取り巻く環境に変化が生じており、より快適で暮らしやすい地域環境の創造をめざし、市民協働による地域課題の解決や日常生活での利便性向上に向けた取組により、市民がいつまでも地域に住み続けたいと思えるような身近なまちづくりが求められています。こうした中で、市民が地域の主体として活躍できるよう、市民、企業、事業者、行政が参加した協議会を設けるなど、市民の発意に基づく協働の計画づくりやまちづくりを行います。

川崎駅周辺総合整備計画策定事業
小杉駅周辺地区まちづくり戦略会議
初動期のまちづくりの推進
都市計画マスタープランの策定 など

3 総合的土地対策の推進

(1) これまでの取組

平成12年9月に策定した「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」（平成12～17年度）の着実な推進を図るとともに、公共用地先行取得等事業特別会計保有地及び土地開発基金保有地の縮減に取り組んだ結果、3制度合計の保有額は、平成12年度当初の約2,153億円から平成15年度末（3月補正前）約1,313億円まで約840億円（約40%）の縮減を図りました。

このうち、土地開発公社の保有額については、約599億円（約45%）の縮減となっています。

【先行取得用地保有額】

年 度	平成12年度 当初		平成15年度末 (3月補正前)	対12年度当初	
				縮減額	比率(縮減率)
3制度の合計		2,153億円	1,313億円	840億円	61.0% (約40%)
	土地開発公社	1,311億円	712億円	599億円	54.3% (約45%)
	公共用地先行取得 等事業特別会計	774億円	560億円	214億円	72.4% (約30%)
	土地開発基金	68億円	41億円	27億円	60.3% (約40%)

(2) 第2次改革プランにおける取組

未だ本市のかかえる土地問題の課題解決に至っていない状況から、平成15年度には「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」のローリングを実施したほか、平成16年2月に、土地開発公社・公共用地先行取得等事業特別会計・土地開発基金それぞれの保有地について、用途不明確土地の解消と長期保有土地の計画的な買戻しを進め、更なる保有総量の縮減を図るため、「第2次総合的土地対策計画」（計画期間：平成16年3月～平成20年度）を策定し、公表いたしました。

この計画では、3制度合計の先行取得用地保有額は、平成15年度末（3月補正前）保有額約1,313億円から平成20年度末には約841億円まで、約472億円（約35%）の縮減を見込んでいます。このうち、土地開発公社保有額については、平成15年度末約712億円から平成20年度末見込額約380億円まで、約332億円（約45%）の縮減を見込んでいます。

【先行取得用地保有額】

年 度	平成 15 年度末 (3月補正前)	平成 20 年度末	対 15 年度末	
			縮減額	比率(縮減率)
3制度の合計	1,313 億円	841 億円	472 億円	64.1% (約 35%)
土地開発公社	712 億円	380 億円	332 億円	53.4% (約 45%)
公共用地先行取得 等事業特別会計	560 億円	442 億円	118 億円	78.9% (約 20%)
土地開発基金	41 億円	19 億円	22 億円	46.3% (約 50%)

なお、早急な対応が求められたマイコンシティ事業用地については、企業誘致の事業手法を平成 16 年度から従来の分譲方式から事業用借地方式へと転換したこと等により、平成 17 年度中にはすべての契約が見込める状況になっています。

【第 2 次改革プランの視点と方向性】

第 3 次の総合的土地対策計画の策定

全国の土地開発公社の経営環境が依然として厳しい状況の中、本市においても、「第 2 次総合的土地対策計画」の着実な推進を図っているところですが、平成 16 年 12 月末に国から示された平成 17 年度以降適用される新たな「土地開発公社経営健全化対策」に基づき、現行計画のローリングを実施します。

新たな「土地開発公社経営健全化計画」を含む、第 3 次の総合的土地対策計画を策定し、改めて国から「土地開発公社経営健全化団体」の指定を受けることにより、更なる本市の土地問題解決に向けた取組を推進します。

市民サービスの再構築

1 これまでの取組

第1次改革プランでは、次の4つの基本方向に沿った改革を推進してきました。

(市民参画による地域主体のまちづくり)

地域のことは地域で決めて実行することを原則に、市民参画による地域主体のまちづくりをめざして、市民が活動しやすい環境づくりや、地域資源である学校の有効活用、ITを活用した情報サービスの向上を図ったほか、「窓口サービス機能中心の区役所から、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」の基本方向のもと、区行政改革の取組を推進しました。

(社会環境の変化にあわせた施策の再構築)

また、限られた財源や資源を最大限活用し、社会経済環境の変化に的確に対応しながら、諸施策を公平で効率的・効果的なものへと再構築していくという考えのもとで検討を進め、「交通災害共済事業」の廃止など、プランで例示した13事業のうち10事業について見直しを実施しました。

こうした一方で、市民ニーズが高く生活に密着した課題に的確に対応するため、保育受入れ枠の拡充や、教育環境の整備、障害者施策の充実を図ったほか、市民利用施設の通年開館の実施や開館時間の延長、窓口・相談体制の充実など市民サービスの充実を図りました。

(効率的・効果的な市民サービス供給システムの構築)

さらに、地域社会の抱える課題は、市民の置かれた立場・状況や価値観、生活様式の違いにより多種多様なものとなっています。こうしたニーズに的確に対応し、効率的・効果的なサービス提供を行うために、民間事業者やNPO、市民ボランティアなど、多様な供給主体や地域社会の担い手と協働し、民間でできるものは極力民間部門に移行していくことを基本に、検討・見直しを進めました。

(公平性の観点に立った受益と負担の適正化)

公平性の観点に立った受益と負担の適正化については、現にサービスを受けている方や納税という形で事業を支えている方など、それぞれの市民の置かれている立場や、世代間における公平性といった視点を考慮しながら、真に必要なサービスを将来にわたって持続可能な制度にしていくという方針のもと、敬老特別乗車証の見直しや事業系ごみ処理手数料の控除制度の廃止など、プランで例示した9事業中7事業について、おおむね当初の見直しの方向に基づいて適正化を図りました。

2 第2次改革プランにおける取組

持続可能な施策展開と確かな財政基盤の確立をめざし、市民サービスに関わる分野についても引き続き改革を進めていきます。

平成16年12月に新たな基本構想が策定され、本市の新たなまちづくりの基本目標や基本方向が示されたことや区行政改革の基本方向が明らかになったこと等を受けて、第2次改革プランにおいては、具体的な改革の基本方向を次のとおり定め、「真に必要とする人々に、必要なサービスが、迅速に、適正な費用で選択的に提供される環境をつくりあげる」ための改革を推進していきます。

(1) 社会経済環境の変化に対応した施策の再構築

引き続き「市民が求める質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境をつくりあげる」という基本的な考え方のもとで、単に経費を削減し、採算性を追求するということではなく、少子高齢化や社会経済環境の変化、またこれに伴う市民ニーズの変化などに的確に対応するため、限られた財源を有効に活用し、公平・公正で効果的な市民サービスが行われるよう、次のとおり見直し等を進めます。

補助・助成金の見直し

平成15年度から市のホームページ等において補助・助成金の交付状況を公開するとともに、新たな視点での補助・助成金の分類作業を行い、その分類ごとの見直しの方向性にに基づき、所管局及び補助団体においては、目標年次を定めた上で補助率を原則50%以下とする見直し計画を策定いたしました。

さらに、平成16年度からは市民活動に関する補助・助成金について、公正性・透明性を確保する観点から外部委員の審査を通じて市民活動団体に配分できるよう、かわさき市民公益活動助成金制度を創設するなどの取組を進めてきました。

【第2次改革プランの視点と方向性】

個々の補助・助成金を取り巻く社会経済環境の変化等を踏まえ、客観的な視点から、その目的と必要性を総点検し、費用対効果が低くなったものや、役割が薄れたものは見直すなど、適正化に向けた取組を引き続き進めます。

一方、市民やNPOなどさまざまな団体の支援を通して、地域の公益目的を達成するための補助・助成金は、市民と行政の新たなパートナーシップを築く観点から、

必要性の高いところに重点的な活用を図っていきます。

○ 見直しの視点

市の政策目標に合致しているか

政策目標実現のための手段として補助事業が適正な執行方法か

○ 見直し基準<例>

- ・団体支援型補助・・・団体の行う事業の公益性や継続期間を検証し、原則として、補助・助成金の上限はその団体が自ら調達できる財源と同額（1/2補助）とし、交付の終期を設定
- ・研修費補助・・・研修・研究内容とその必要性、行政目的や公益性などを改めて検証し、原則として終期を設定
- ・イベント補助・・・行政目的や公益性などを改めて検証し、原則として廃止
- ・委託型補助・・・委託料での執行を検討
- ・個人支援型補助金・・・公平性と受益者の負担を検証

受益と負担の適正化

【第2次改革プランの視点と方向性】

公共サービスの中には、個人の意思による選択的なサービスや対象者が特定・少数の市民に限定されているサービス、年齢など一定の要件によって提供されるサービス、基礎的なサービスに上乘せして提供されるサービスなど、さまざまな形態のものがあります。

こうしたサービスを一律に税で賄うことは、かえって公平性を逸することにもなるので、直接受益を受ける当事者だけでなく、納税という形でコストを負担している多くの市民や世代間にわたる市民の負担をも考慮し、引き続き受益に対する負担の適正化を図っていきます。

債権確保策の強化

市税等の債権確保については、滞納を放置することにより納付義務の履行に対する市民の公平感を阻害することとなり、これまでも負担の公平性と着実な収入確保等の観点から、さまざまな取組を進めてきました。その結果、市税収入に関しては、休日窓口の開設や不動産公売などの効果もあり、特に滞納繰越分の収入率において着実な成果を収め、滞納額も、ピークであった平成11年度の160億円から、平成15年度には132億円へと圧縮されました。

また、国民健康保険料も、特別収納対策の実施、さらには休日夜間臨時戸別訪問、休日窓口の開設等により、滞納額の抑制において効果をあげています。

さらに、保育所保育料については、園長による納付指導の徹底等により、在園児の保護者の滞納件数が大きく減少しました。

一方で、市税や国民健康保険料のコンビニエンスストア収納を開始し、市民の利便性向上と納付しやすい環境整備を図りました。

【第2次改革プランの視点と方向性】

- ・市税・・・引き続き滞納額の圧縮と収納率の向上に向けた取組を続け、平成20年度の目標である滞納額100億円未満、収入率95.0%(平成15年度実績94.2%)の達成に向け、債権確保策を一層強化します。
- ・国民健康保険料・・・滞納処分の強化、特別収納対策の拡充を図ります。
- ・その他、保育料や住宅使用料などの納付すべき使用料等についても、公平性の観点から引き続き債権確保策を強化していきます。

持続可能な制度基盤の確立と施策の転換

【第2次改革プランの視点と方向性】

低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行、さらには人口減少過程への移行など、かつて経験したことのない大きな社会経済環境の転換期を迎える中、今までの「成長」を前提とするさまざまなしくみを「持続」型へと根本的に見直していくことが求められており、多様な市民生活やニーズに即した真に必要なサービスを、将来にわたって維持していくため、持続可能な制度として再構築していきます。

○ 施策の転換<例>

- ・ごみ減量化の推進・・・分別収集の拡大、収集回数の見直し、委託化などについて検討を進め、具体化します。また、家庭系ごみの減量に向けたインセンティブとして経済的手法等についても検討を進めます。
- ・老人医療費助成事業・・・平成20年度実施予定の国における新たな高齢者医療制度創設の動きを注視し、事業のあり方について検討を進めます。
- ・ホームレス自立支援・・・これまでの「緊急援護」から「生活づくり支援」へと施策を転換するなかで、就労支援センターの設置、ホームレス自立支援市民事業助成制度の充実等、ホームレスの自立支援策を総合的に展開し、自立を促進します。

- ・特定疾患療養費補助金・・・難病患者の経済的負担軽減を図る目的で現金給付してきましたが、難病以外に罹患する患者との不公平が生じてきたことから、県、横浜市との整合性を図り平成17年度上半期までで終了し、居宅生活支援事業の充実へと転換を図ります。

ニーズの変化や代替等による施策の見直し

【第2次改革プランの視点と方向性】

制度創設から相応の年限が経過したことに伴い、当初の施策目的が失われたものや、この間の取組により目標が達成されたものなど、時代状況の変化に対応した適切な見直しを進め、限られた財源をより効果的・効率的に配分することによって、総体として市民生活の維持・向上を図ります。

○ 施策の見直し<例>

- ・結婚式場・・・労働会館については、平成17年10月をもって廃止し、平成18年度から新たな市民利用施設として供用開始します。また中原会館については、中原会館運営委員会からの答申を踏まえ、結婚式関連施設を含む会館全体の機能について見直しを進めます。
- ・勤労者福祉共済事業・・・加入者の減少により制度の運営が困難になっていること、政令市において市が直接事業を実施しているのは本市のみであること等から、第三者による検討委員会の報告（平成17年3月予定）を踏まえ、制度・事業運営のあり方を検討し、平成19年度を目途に事業の方向性を決定します。
- ・長寿荘・・・井田福祉施設全体の再編整備の中で、機能転換や事業主体のあり方等について方針を決定します。その際、宿泊部門のあり方については、先行して検討を行い、今後の方針を決定します。

(2) 迅速で利便性の高いサービスの効果的・効果的な提供

電子的に行政手続きを行う電子申請システムの構築や、市民との円滑なコミュニケーションを実現するコンタクトセンターの整備を図るほか、顧客志向を重視した市民に身近な区役所等の窓口や相談体制を整備することにより、市民満足度の高い電子行政サービスや利便性の高い快適な窓口サービスを効果的・効果的に提供します。

I T社会に対応した効率的・効果的な情報環境の整備

【第2次改革プランの視点と方向性】

- 情報環境の整備<例>
 - ・電子申請システムの構築・・・電子的なネットワーク上で、24時間どこからでも行政手続きが行える電子申請システムの充実に向け、現在粗大ごみ収集など6業務で行っている実証実験の成果を踏まえ、対象業務を大幅に拡大のうえ本格実施します。
 - ・戸籍の電算化・・・区役所・支所・出張所の13の管轄ごとに処理されてきた戸籍事務の電算化を進め、市内のどこでも証明交付ができるよう利便性の向上と事務の効率化を図ります。

市民満足度の高い窓口・相談サービスの提供

【第2次改革プランの視点と方向性】

- 窓口体制等の改善<例>
 - ・総合コンタクトセンターの整備・・・市民や企業からの電話・電子メール等に対応するとともに、市長への手紙、市政相談等広聴業務を一元管理して、迅速かつ適切に処理する総合コンタクトセンターを整備し、市民からの問合せ・苦情・相談等に一元的に対応します。
 - ・区役所窓口の繁忙期対策の充実・・・転入転出が増加し窓口が混雑する3月・4月の対応策として、休日における区民課窓口の開設や、番号札発券機及び窓口混雑予想カレンダーの設置などの方策により、利便性の高い窓口サービスの提供に向けた取組を推進します。
 - ・ISO9000シリーズの活用・・・政令市で初めて認証取得したISO9001導入後の成果を検証し、区役所における窓口サービスの向上と効率化に向けた取組を推進します。
 - ・老人いこいの家夜間・休日開放の推進・・・市民活動団体等を対象として実施している老人いこいの家夜間・休日等施設開放モデル事業を推進します。

(3) 公共公益施設の有効活用の推進

『何を増やし、何をつくる』といった発想や目的ごとの施設整備、組織縦割りの管理運営など、これまでの執行方法を転換し、施設整備に際して他に必要な施設・機能がある場合には、当該機能との合築や複合化・多機能化を進め

るとともに、管理運営の総合化、機能の転換、供用時間の延長など、必ずしも新たな整備を行わなくても市民ニーズを充足する機能が提供できるよう、地域における既存のさまざまな資源や財産を有効に活用していきます。

また施設の管理・運営についても、引き続き民間活用や地域住民の参画等を推進します。

市民利用施設等における機能の総合化・高度化

【第2次改革プランの視点と方向性】

公共施設についても、資産活用や経営的視点を取り入れ、既存施設の多機能・多目的化による弾力的な対応を進めるほか、用途廃止や目的喪失となった施設は、廃止(売却)、転用、暫定利用等を含む個々の対応方針を定め、有効活用を図ります。

○ 市民利用施設の有効活用<例>

- ・市民利用施設のネットワーク化・・・市民活動支援体制の整備に向けて策定される「区、地域拠点整備のためのガイドライン」に基づいて、市民活動を支援する区域内の市民利用施設のネットワーク化を推進します。
- ・既存施設を活用した市民活動拠点等の整備・・・市民館、こども文化センターなどの既存施設を活用し、市民活動拠点としての整備を進めます。

学校施設の有効活用、複合化の推進

【第2次改革プランの視点と方向性】

学校施設の新築・改築時における福祉施設等との複合化、生涯学習・市民活動の場として活用、学校図書館の市民利用拡充、学校施設有効活用事業の市民主体による管理運営等の取組をとおして、地域資源である学校施設を有効に活用します。

○ 学校施設の有効活用<例>

- ・学校施設の開放・多機能化・・・地域コミュニティの創造に向け、学校施設を生涯学習や市民活動の場として活用できるように、「特別活動室」の整備などを進めるとともに、学校の休業日における学校図書館の市民利用を拡充し、地域の読書活動を支援します。また、学校施設有効活用事業の市民主体による管理運営を推進するほか、地域防災拠点としての活用を図ります。
- ・新築・改築時の複合化・・・周辺地域において整備の必要性が高く、かつ用地が確保されていない等の条件に合致する施設等については、学校整備時に複合化等学校機能の活用を検討・実施します。

効率的・効果的な執行体制の実現

【第2次改革プランの視点と方向性】

これまで主として行政が担ってきた事業執行体制を見直し、指定管理者制度の活用や市民協働の取組等により、引き続き「民間でできるものは民間で」という基本的な考え方に基づいて「民間活用型公共サービス提供システム」への転換を進めます。

○ 民間活用型システムへの転換＜例＞

- ・ 恵楽園・・・指定管理者制度の導入等民間活力の活用を図ります。
- ・ 公立保育所・・・改築時等における指定管理者制度への転換など、引き続き民営化を推進します。
- ・ こども文化センター・・・各館ごとに指定管理者制度を導入することにより、特色のあるきめの細かい管理運営を行います。

(4) 市民協働による地域課題の解決

社会構造が従来と大きく変化する中で、地域のさまざまな課題解決に向けて市民活動が活発化するなど、これまで行政が主体となって担ってきた領域に変化が生まれており、今後とも、「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則としながら、協働に関する基本的な考え方を示す「協働のルール」づくりや高齢者が地域の主役として活躍できるしくみづくりなど、地域の自立や活性化に向けた取組を推進していきます。

市民活動支援、協働のルールづくり

【第2次改革プランの視点と方向性】

市民活動の活性化を促進するとともに、市民と行政の協働によって、地域社会におけるさまざまな課題の解決を図っていくためのしくみづくりを推進します。

○ 市民活動を支援する取組＜例＞

- ・ 活動拠点の整備・・・市民活動団体への「場の提供」などの支援に向けて「区、地域拠点整備のためのガイドライン」を策定し、全市的拠点とあわせ、区レベル、地域レベルの各階層を基本とした活動拠点の整備を進めます。
- ・ 「協働のルール」の策定・・・市民と行政が、地域課題の解決と暮らしやすい地

域社会の実現に向け、協働して取り組むための共通認識として基準を策定します。

- ・市民活動の育成支援・・・公益的活動を行う市民活動団体に対する資金支援制度である「かわさき市民公益活動助成金制度」の充実を図ります。

シニア能力等活用のためのしくみづくり

【第2次改革プランの視点と方向性】

多様な地域の人材が経験や能力を発揮して、いきいきと暮らしていくためのしくみづくりや環境整備を進めます。また、今後定年を迎えるシニア世代の知識・能力を、シニア自ら地域で開花させるためにワークショップを開催し、市民による中間支援組織の立ち上げと活動を支援するほか、市民活動、ボランティア、コミュニティビジネス、雇用など、幅広い視点でシニア能力活用に取り組めます。

また、大学のもつ専門知識・技術や人材等、貴重な地域資源を活かして地域の活性化を図り、地域における大学連携のしくみづくりを支援します。

(5) 区行政改革の総合的推進

自治基本条例の基本理念に基づく市民自治の拡充と、参加と協働によるまちづくりや地域の課題解決のための中心的役割を果たす区役所の機能を高め、「窓口サービス機能中心の区役所から、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を基本方向とする区行政改革を総合的に推進します。

区における地域課題への的確な対応

【第2次改革プランの視点と方向性】

日常的なまちづくり課題を的確に把握し、地域で解決できる区役所とするために、地域住民の主体的なまちづくり活動の支援、地域特性を活かした地域環境整備に関する課題への対応、開発等に絡む課題への事前対応などを図る体制を整備します。

また、区役所を地域の総合的な子ども支援の拠点とするために、子育てに関する相談・情報提供・子育てグループに対する活動支援、区内民間保育所との連携・公立保育所の運営指導、地域と学校教育の連携強化などを推進し、子育て世代を総合的に支援する体制を整備します。

区における市民活動支援施策の推進

【第2次改革プランの視点と方向性】

各区の市民活動支援拠点整備の円滑な推進を図るため、「川崎市市民活動支援指針」等をもとに、区の支援拠点の基本的機能等を明確にし、具体的整備内容等をガイドラインとして定めます。なお、区の支援拠点と地域の支援拠点整備は密接に関連するため、ガイドラインは両者を含めたものとして検討します。

また、各区に設置されている市民館をはじめ、各中学校区に設置を進めてきたこども文化センター、老人いこいの家等について、目的別施設としての機能に加え、施設の有効活用を図る観点から、ネットワーク化を図り、市民活動団体への「場の提供」など支援施策を進めます。

便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的な提供

【第2次改革プランの視点と方向性】

転入・転出が多くなり混雑が想定される年度末・年度当初の区役所窓口の改善を図るとともに、これまでに認証取得したISO9001の導入後の成果を活かした窓口サービス向上の取組等を推進します。

また、戸籍の電算化等により、区役所・支所・出張所等の窓口サービス機能の見直しを行い、事務の効率化・迅速化を図り、便利でわかりやすいサービス提供体制の整備を進めます。

市民参加による区行政の推進

【第2次改革プランの視点と方向性】

区における課題を的確に把握し、区民の参加と協働によって地域で解決するための調査審議等を行う「区民会議」を設置します。

また、区長による総合調整機能の強化や区予算の確立など、区役所の機能強化を推進します。

財政フレーム試算モデルとの比較

この表は、「第1次改革プラン」に基づき編成を行った平成15年度から平成17年度までの予算における削減の効果額等を、「第1次改革プラン」で定めた目標額と対比できるような形にまとめたものです。

(単位:億円)

財政フレーム試算モデル				予算			差額		
区分	H15	H16	H17	H15	H16	H17	H15	H16	H17
収支不足見込	548	513	600	547	553	656	1	40	56
従来手法(これまでの財源対策)	331	320	309	324	315	304	7	5	5
土地売払収入	40	40	40	40	38	38	0	2	2
財政健全化債の活用	57	57	57	57	57	57	0	0	0
国保会計繰出金の未計上	68	68	68	60	68	68	8	0	0
満期一括積立の繰延	111	100	89	111	100	87	0	0	2
下水道会計繰出金の抑制	55	55	55	56	52	54	1	3	1
満期一括積立繰延の影響		28	68		27	66		1	2
行財政改革の目標 ¹	130	210	300	144	232	320	14	22	20
歳出の見直し	120	190	250	135	212	281	15	22	31
人件費 ²	40	70	100	42	88	109	2	18	9
扶助費	10	10	20	5	9	17	5	1	3
投資的経費	20	30	30	36	34	43	16	4	13
その他	50	80	100	52	81	112	2	1	12
歳入の確保	10	20	50	9	20	39	1	0	11
減債基金借入金(新規予算措置分) ³	87	11	59	79 (17)	33	98	8	22	39

()内は決算額

1 行財政改革の成果としては、目標額300億円に対して320億円の見直しを図り、財政フレーム試算モデルの行財政改革の目標を概ね達成しました。

2 「行政体制の再整備」のうち、職員数の削減については、**3年間で1,000人**という目標を掲げていましたが、予算上、これを上回る**1,123人**の削減を実現しました。

こうした措置による財政的效果については、一般会計における人件費だけでも、3か年の合計で**210億円**と見込んでいましたが、これを上回る**239億円**の効果を上げることができました。

3 減債基金借入金については、平成15年度から平成17年度までの3か年において、合計**157億円**借入れることを見込んでいましたが、平成17年度の98億円と合わせて**148億円**にとどまっています。

第2次川崎市行財政改革プラン素案

(問い合わせ先)

川崎市総務局行財政改革実施本部

TEL 044-200-2165

FAX 044-200-3398

E-mail 16gyosys@city.kawasaki.jp

